

1

創業関連保証

創業関連保証は、適正な事業計画を持って県内で新規に事業を開始しようとする方をバックアップします。

対象となる方	①事業を営んでいない個人で、1か月以内(※1)に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1)に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社(※2)で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社(※2) ⑥設立後5年未満の分社化された会社(※2) ⑦事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)(※2) (※1) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内 (※2) 会社法の株式会社、合名会社、合資会社または合同会社をいいます (組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、医療法人等は対象となりません。)
資金使途	運転資金および設備資金 (ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象となりません)
保証限度額	3,500万円(スタートアップ創出促進保証制度および再挑戦支援保証と合算)
保証期間	10年以内(据置1年以内)
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.50%
返済方法	原則として、元金均等分割返済
保証割合	責任共有制度対象外(100%保証)
その他注意事項	経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年を経過していない方を保証対象者とする『再挑戦支援保証』も取り扱っています。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。